

別表1 地下水分析結果(埋立開始前)

点 項目(単位)	調査地	とよころドーム処分場				
		地下水(上流側)	地下水(下流側)			
記 録 事 項 の	採取年月日	H19.12.13	H22.11.17	基準値 <sup>1)</sup>		
	採取時刻	15:44	15:30			
	天候	曇り	晴れ			
	気温 ( )	8.0	0.4			
	水温 ( )	0.2	14.1			
測 定 項 目	地下水等検査項目(有害物質項目)	アルキル水銀 (mg/l)	不検出	不検出	検出されないこと	
		総水銀 (mg/l)	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0005 以下	
		カドミウム (mg/l)	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	
		鉛 (mg/l)	0.001	0.001 未満	0.01 以下	
		六価クロム (mg/l)	0.002 未満	0.002 未満	0.05 以下	
		砒素 (mg/l)	0.003	0.002	0.01 以下	
		全シアン (mg/l)	不検出	不検出	検出されないこと	
		ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/l)	不検出	不検出	検出されないこと	
		トリクロロエチレン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.03 以下	
		テトラクロロエチレン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.01 以下	
		ジクロロメタン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	
		四塩化炭素 (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	
		1,2-ジクロロメタン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.004 以下	
		1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.04 以下	
		1,1,1,-トリクロロエタン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	1 以下	
		1,1,2,-トリクロロエタン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.006 以下	
		1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	
		チウラム (mg/l)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.006 以下	
		シマジン (mg/l)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	
		チオベンカルブ (mg/l)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.02 以下	
		ベンゼン (mg/l)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.01 以下	
		セレン (mg/l)	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	
		そ の 他	電気伝導率(EC) (mS/m)	46.0	40.6	-
			塩化物イオン (mg/l)	3.7	2.9	-
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.020 未満	0.05 未満	10 以下
			ふっ素 (mg/l)	0.3	0.3	0.8 以下
ほう素 (mg/l)	0.3		0.2	1 以下		
	ダイオキシン類 <sup>2)</sup> (pg-TEQ/l)	-	0.0060	-		
	ダイオキシン類 <sup>3)</sup> (pg-TEQ/l)	0.13	0.070	1 以下		
計量証明書ファイル名(全項目)		T001	T002			
計量証明書ファイル名(ダイオキシン類)		DXN-T001	DXN-T002			

1) 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号)における「地下水等検査項目」の基準値を適用した。ただし、ダイオキシン類については「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。 )及び土壌汚染に係る環境基準について」に基づく環境基準値を示した。

2) 毒性当量(WHO-TEF(2006)に基づいて算出)は定量下限値未満を0として算出。(「ダイオキシン類対策措置法の基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に準じた算出値)

3) 毒性当量は定量下限値未満検出下限値以上はそのままの値を使用、検出下限値未満は検出下限の1/2の値を使用して算出。(「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。 )及び土壌汚染に係る環境基準について」に準じた算出値)